



杉並区立学校における働き方改革推進プラン(概要版)

平成31年3月 杉並区教育委員会

01 本プランの基本的な考え方

●学校における働き方改革の目的

学校を取り巻く環境は複雑化・多様化するなか、学校に求められる期待や役割は増加し続け、教員の業務負担の増大や長時間労働が大きな問題となっております。このことは子どもたちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な事態となっております。

そこで、教員の勤務内容の精選、縮減を図り、学習指導要領に示された内容を確実に身に付けさせる指導を、継続的に行うことのできる環境をつくることを通して、これまでの本区の質の高い教育を持続発展させていくことを目的に学校における働き方改革を推進してまいります。

●本プランの位置づけ

本プランは、学校における働き方改革を進めるため、各学校がその実態に応じた取組を進めることができるよう、区立学校の管理・監督を務める杉並区教育委員会が定める実施計画として策定するものです。目標の達成状況を検証し、必要な施策の見直しを行うなど、継続的に学校の働き方改革に取り組むため、杉並区教育ビジョン2012推進計画との整合性を図ります。

●学校における働き方改革の目標

杉並区教育委員会では、当面、週当たりの在校時間が60時間を超える「過労死ライン」相当の長時間労働の解消を目指し、東京都教育委員会が定めた「当面の目標」と共通の目標を掲げ、改革に取り組んでいくこととします。

当面の目標

週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする。

※ 上記でいう在校時間60時間とは、月当たりの時間外労働がおおむね80時間となる状態を週当たりに換算したものです。

●取組の方向性

区立学校における教員の多くが都費負担教員であることから、東京都教育委員会と同様の目標を設定し、連携を図りながら推進することを基本とし、東京都教育委員会が定めた右記の5点を柱と同様とし、これらを組み合わせて総合的な対策を講じていきます。

●保護者・地域社会の理解促進

質の高い学校教育の維持発展を図るため、学校における働き方改革を進め、教員の長時間労働を改善していくためには、保護者や学校関係者、地域の方々との理解や協力が不可欠です。学校教育の充実という目的を共有し、教員の働き方やこれからの学校の在り方について社会的合意を得ながら進めていくことが大切です。

今後、学校における働き方改革の意義や取組について、地域・保護者の方々に理解していただけるよう十分に説明するとともに、併せて地域社会の方々への理解を促進してまいります。

02 区立学校における教員の勤務実態

◆教員の1週間当たりの在校時間が60時間を超える教諭の割合

	小学校			中学校		
	杉並区	東京都	全国	杉並区	東京都	全国
校長	26.8%			17.4%		
副校長	67.4%	84.6%	62.8%	59.1%	78.6%	57.8%
教諭	32.0%	37.4%	33.4%	47.8%	68.2%	57.7%
養護教諭	11.6%			12.5%		

週当たりの在校時間が60時間を超える教員が小学校で約3割、中学校で約4割強となっており、副校長が最も割合が高くなっています。

※平成30年度 杉並区立学校教員勤務実態調査より

03 働き方改革に向けた取組

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

- ア 教員の出退勤時刻の管理
- イ 教員のタイムマネジメント力向上の推進
- ウ 学校代表電話への音声自動応答メッセージでの運用

(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進

- ア 教員が担うべき業務等の見直し
- イ ICTを活用した業務の効率化
- ウ 効率的・効果的な研修の実施
- エ 学校徴収金事務の軽減
- オ 各種調査、依頼の精査、メールの簡略化
- カ 学校における会議の効率化の推進
- キ 学校への連絡等を行う時間帯等の配慮
- ク 地域運営学校の指定

(3) 学校を支える人員体制の確保

- ア 区費教員を活用した30人程度学級の実施
- イ 区費教員の効果的な活用
- ウ 教育SATによる課題解決支援
- エ 学習支援教員の配置
- オ 理科支援員の配置
- カ 補助教員の配置
- キ ICT支援員の配置
- ク 外国語指導助手(ALT)、日本人英語サポーター(JTE)の配置
- ケ 副校長校務支援員の配置
- コ スクール・サポート・スタッフの配置
- サ スクールカウンセラー(SC)・スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置
- シ 学校法律相談の実施

(4) 部活動の負担の軽減

- ア 杉並区立学校部活動ガイドラインの運用
- イ 外部の人材を活用した部活動の実施
- ウ 部活動活性化事業の推進
- エ 部活動指導員の導入

(5) ライフワークバランスの実現に向けた環境整備

- ア 学校閉庁日の実施
- イ 学校のノー残業日の設定
- ウ 自己申告等におけるライフワークバランスの推進目標の設定
- エ 「イクボス宣言」の推奨